

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

規制の名称：学校法人の役員の職務及び情報公開等に関する規定の整備  
学校法人における特別の利益の供与の禁止に係る対象者の規定

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：文部科学省高等教育局私学部私学行政課

評価実施時期：令和6年4月

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時点においては、「学校法人制度の改善方策について」（平成31年1月7日、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会）において、学校法人が、公教育を行う機関としてふさわしいガバナンスに向けた改革を継続して行うことが重要である旨の指摘がなされていた。

その後、国会附帯決議や閣議決定（※）により、不祥事防止のより実効性のある措置など、更なる学校法人制度改革の検討が強く要請されることになった。

また、「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和4年3月29日、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会）においても、学校法人固有の文脈を考慮しつつ、これまで各法人に委ねられていたガバナンスの基本構造を法的規律において明確にしておくことが示されており、我が国の公教育を支える私立学校を設置する学校法人において、一部の理事や理事長による逸脱した業務執行等の不適切な法人運営を未然に防ぎ、社会の信頼を得て、一層発展していくため、本規制に加えて、更なる学校法人の管理運営制度の改善を図る必要性が生じたことから、令和5年に私立学校法を改正した。

このように、学校法人のガバナンス改革を行う必要性の高まりは事前評価後も変わっておらず、事前評価時点と現時点における課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現は無い。

（※）国会附帯決議や関連する閣議決定

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（令和元年5月16日参議院文教科学委員会）※衆議院もほぼ同内容

七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を

講ずること。

九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

○経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第4章中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

学校法人について、沿革や多様性に配慮しつつ、社会の要請に応え得る、実効性あるガバナンス改革の法案を、秋以降速やかに国会に提出する。

○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

第3章感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

4. デジタル化等に対応する文教・科学技術の改革

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革（注）につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

第3章経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

（1）次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

③EBPMをはじめとする行政改革の推進

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

○教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日）（抄）

Ⅲ. 具体的方策

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化

（6）大学法人のガバナンス強化

<具体的取組>

①社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化

・学校法人における理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の建設的な協働・相互牽制を確立すべく、意思決定権限についての理事会と評議員会の権限分配の見直しや、理事と評議員の兼職禁止を図るとともに、外部理事の数の引き上げや会計監査人による会計監査の制度化を行うなど、学校法人の沿革や多様性にも配慮しつつ、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革を実施する。

## ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

①に記載のとおり、規制の事前評価後、本件に関する社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない。また、本規制を設けない場合には、学校法人の組織経営が十分に強化されないため、適切な事業運営が行われな可能性があり、その結果として、私立学校の教育研究の質の低下を招くおそれがあるとの仮想状況は現在も変わっていないため、ベースラインは事前評価時から変わらない。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

本規制の必要性について、事前評価時点において、学校法人が、公教育を行う機関としてふさわしいガバナンスに向けた改革を継続して行うことが重要である旨の指摘がなされ、その後の国会附帯決議や閣議決定により、不祥事防止のより実効性ある措置など、更なる学校法人制度改革の検討が強く要請されるとともに、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会制度改革特別委員会において、学校法人固有の文脈を考慮しつつ、これまで各法人に委ねられていたガバナンスの基本構造を法的規律において明確にしておくべきことが示されており、学校法人のガバナンス改革を行う必要性の高まりは事後評価後も変わっておらず、本規制の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、寄附行為及び財産目録等の閲覧開示を行う場合、ホームページ等を通じて公表を行う場合の各学校法人が負担する費用が生じることを想定していたところ、事後評価時点において、一定程度の負担が生じているものと考えられる。

各学校法人において、書類の閲覧開示やホームページへの掲載の準備のために必要な時間及び体制等は、学校法人の規模及び設置する学校種等によって大きく異なることから、当該費用を定量化又は金銭価値化したうえで把握することは困難であるものの、仮に1つの学校法人（大臣所轄学校法人）の寄附行為及び財産目録等の閲覧開示を行う事務及びホームページ等を通じて公表を行う事務に、担当者1名でそれぞれ2時間（合計4時間）を要するものと仮定すると、大臣所轄学校法人における遵守費用は次のようになる。

2,330円（学校法人の事務職員の時給※） × 4時間 × 1人 = 9,320円

9,320円 × 670法人（令和3年時点での大臣所轄学校法人の数） = 6,244,400円

※令和3年度賃金構造基本統計調査を踏まえ、以下のとおり算出。

400.7千円（きまって支給する現金給与額）÷（168（所定内実労働時間数）+4（超過実労働時間数））≒2,330円

【参照統計表】令和3年度賃金構造基本統計調査 一般労働者 産業中分類 「学歴、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」0教育、学習支援業（081～082）○81学校教育 企業規模計（10人以上）

（参考）対象となる学校法人（準学校法人を含む）は、文部科学大臣所轄法人670法人、都道府県知事所轄法人6,953法人（それぞれ令和3年4月、令和3年5月時点）。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には想定していなかったものの、今般の学校教育法等の改正による規制の新設及び拡充に伴い、所轄庁において、寄付行為の認可のための審査に要する費用が発生した可能性がある。もっとも、寄附行為の変更は全ての学校法人において必要とされるものではなく、また本規制の導入前と比較して、所轄庁において増加した可能性のある諸経費及び事務負担の内容は各所轄庁によって様々であることから、本規制により生じた費用を定量的に把握することは困難である。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時点では、学校法人に対し、内部統治に関する義務付けと情報公開の義務付けを行うことで、確実に学校法人の経営管理体制が強化されるとともに、透明性の確保が図られることによる学校法人の適切な事業運営が想定されていた。

事後評価時点では、今般の学校教育法等の改正により、内部統治に関する義務付けを行うとともに、情報公開の義務付けを行ったことで、学校法人運営の適正性及び透明性が一層確保されることとなった。また、不適切な学校法人運営が行われた場合であっても、学校法人自らがそれを是正していくことが容易となり、学校法人において、その特性である自主性及び公共性を向上させることにつながり、私立学校における教育活動及び研究活動の質の向上が見込まれる。したがって、規制の事前評価時に見込んだ効果と乖離はない。

なお、学校法人のガバナンス体制の確立はいわゆる内部管理事務に関するものであることからその効果を定量的に把握することは困難である。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

上記のとおり本規制の効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

上記のとおり、本規制の導入に伴い、遵守費用及び行政費用が一定程度生じていると考えられる。一方、便益を金銭価値化して示すことは困難であるものの、本規制の導入により、学校法人運営の適正性及び透明性が一層確保されるとともに、不適切な学校法人運営が行われた場合であっても、学校法人自らがそれを是正していくことが容易となり、学校法人において、その特性である自主性及び公共性の一層の向上と教育活動及び研究活動の発展が図られるなどの効果（便益）が生じたと考えられる。

今後同様の効果（便益）が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制を継続することが妥当である。

なお、事前評価時点以降、国会附帯決議や閣議決定等により、不祥事防止のより実効性のある措置など、更なる学校法人制度改革の検討が強く要請されることになったところであり、一部の理事や理事長による逸脱した業務執行等の不適切な法人運営を未然に防ぐため、本規制に加えて更なる学校法人の管理運営制度の改善を図る必要性が生じたことから、令和5年に私立学校法を改正したものであり、本規制と方向性を同じくするものであるため、本規制の継続の妥当性を示すものと考えられる。